

■2024 年度 B 日程 一般入学試験

法律科目試験「刑法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

X の罪責を検討するにあたっては、まず A に対する行為が何罪の構成要件に該当するかという点を明確にする必要がある。A が転倒する際の状況を（未必的にでも）認識していたとすれば、少なくとも暴行の故意はあるとして傷害致死罪（死亡結果について故意があるとすれば殺人）の構成要件該当性が問題となり、そうした認識がなかったとすれば過失運転致死罪の構成要件該当性を検討する必要があるが、X の認識については全く触れることなく、人が死亡していることを理由に殺人罪とするものや、あるいは車を利用していることから危険運転致死罪の成否を問題とするなど、犯罪構成要件の理解について問題のある答案が相当数見られた。その上で、X が車を急発進させたことはあくまで A から逃げたためだったと読み取れることから、正当防衛の成否を論じる必要があるが、各要件の検討が不十分であるものが非常に多く、特に重点的に論じるべき防衛行為の相当性につき、具体的な検討を欠いているものが多かった。また、最終的には相当性が認められず、過剰防衛と結論づける答案が多かったが、「正当防衛が成立して過剰防衛となる」、等、正当防衛と過剰防衛の関係が理解できていないと見受けられるものも見られた。さらに X はその後、Y 車に衝突し、トランクに乗っていた B が死亡しているため、B に対する自動車運転過失致死罪の成否も論じる必要がある。

Y については、B に対する監禁行為と B の死亡結果との因果関係（監禁時点で殺人の実行の着手があったとすれば殺人既遂となるか）が主たる論点であるが、殺人の着手について特段検討することなく、Y には殺意があり、死亡したので殺人罪が成立する、といった安易な結論に至っている答案が相当数あった。また「判例と同様に殺人の実行の着手を認めることができる」と結論づけるものもあったが、この事案が最決平成 16 年 3 月 22 日刑集 58 卷 3 号 187 頁と同様の枠組みを用いることができるのかにつき特段の検討もなく着手を肯定しており、判例の意味するところをきちんと捉えられていないのではないかとの印象を拭えないものが多かった。

以 上